

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 3 月 17 日（木）午前 10 時 00 分～午後 2 時 02 分

休 憩 午前 11 時 15 分～午前 11 時 24 分

午後 0 時 26 分～午後 1 時 30 分

会 場 高浜市議事堂

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
4 番 浅岡 保夫、 5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、
7 番 柴田 耕一、 10 番 杉浦 敏和、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）幸前 信雄、（副議長）杉浦 辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

報道機関 2 名、市民 20 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 主幹、行政 G 主事、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
都市政策部長、企業支援 G L、

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 審査事項

- (1) 議案第 18 号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 陳情第 3 号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情

2 報告及び連絡事項

- (1) 高浜市公共施設総合管理計画について
- (2) 高浜小学校等整備事業について

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承を願います。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る 3 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案 1 件、陳情 1 件であります。当委員会の議事は、議案第 18 号、陳情第 3 号の審査後、当局より、報告及び連絡事項の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案第18号、陳情第3号の審査後、当局より、報告及び連絡事項の説明を受けます。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名します。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあれば願います。

答（総務部） 特にございません。

（1）議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

委員長 質疑のある方は指名後、起立してお願いをいたします。質疑を始めた
と思います。質疑のある方。

問（13） おはようございます。まずもって、何度もこの件については、この
委員会で出てきている案件だと思えますけども、きょう審査にあたって、今一
度確認をさせていただきたいことがございます。まず今回の、この議案第18
号高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてというのは、
要は中央公民館の廃止ということに対する議案であると理解をしておりますけ
ども、これに至った経緯の部分、御説明をいただければと思っております。で
きれば私ども、この公共施設あり方検討特別委員会というのは、平成26年6月

に立ち上げております。その関係もありますので、それ以降どのような経緯でもってこの件が今回、議案に上がってきたのかというところを御説明いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

答（総務部） お答えをさせていただきます。ただいま御質問にありましたように、平成 26 年度におきましては特別委員会を 14 回。27 年度に入りまして今回を含めて 11 回と。この公共施設の問題につきましては 2 年間合わせて 25 回の特別委員会を開催し、議員の皆様方に情報を提供する中で協議、検討してまいりました。そこで、この中公を廃止するという事となった経緯についてでございますが、これは既にお話をさせていただいておりますように、高浜市は公共施設白書を策定し、その後、この白書に基づきまして公共施設あり方検討委員会というのを設けまして、有識者から御意見をいただき、そして公共施設あり方計画案という形で、平成 25 年 3 月、市長に提言がされております。それを受けまして私どもは、早くから公共施設の老朽化問題に対しまして対応をしていかないといけないということで、何十年か先を見据えての公共施設あり方計画案の策定をし、平成 26 年 8 月に公表をさせていただきました。その中で私どもが策定いたしました公共施設のあり方計画案につきましては、中央公民館を平成 30 年から 33 年度の、この中で機能移転する方向性を、お示しをさせていただきました。これは、もう既に始まっております、市役所庁舎が耐震性がないということで、早急に庁舎の防災拠点としての整備をしなければ、そしてまた高浜小学校につきましては、老朽化が著しいということで建てかえが必要になっているという状態。そして、中央公民館も昭和 55 年に建築をされ、これも老朽化が著しい。こういった状況の中でどうしたら、そのほかの公共施設も踏まえまして、持続可能な高浜市が運営していけるのかということで考えました。その中で庁舎をやって、小学校やって、中央公民館の大規模改修をやると、この時期が一举に集中してまいります。今の高浜市の財政状況では無理だということで、防災拠点、そして子供の安全を優先するものとし、また中央公民館につきましては、他の公共施設の代替で対応できるという判断の中で機能移転をする。これは、検討委員会から出された考え方を、踏襲をさせていただいたものでございます。以上でございます。

問（13） ありがとうございます。今、部長答弁にあったように私は理解をしておるつもりでございますけれども、一つ私ども議会も、どのようにやってきたかということ、確認をしながらの質疑にさせていただきたいなということを思っております。平成26年7月に当局から示された公共施設あり方計画案と、今後40年間の財政シミュレーション、これを我々議会が判断したときに当時、この財政シミュレーションのままいくと、平成38年の段階で基金も枯渇が起こる。その年度以降の予算編成もままならない、というような結果を持った財政計画であったと理解しております。それを見て我々議会は、破綻の計画を進めるのかということで、早急な見直しというものも求めています。さらには公共施設の、今では高浜市公共施設マネジメント基本条例という条例になりましたけれども、私ども議会から平成27年3月定例会の補正予算、要は、今、進行しております新庁舎の補正予算を通す段階で、附帯決議を出させていただきました。それは何かというと、しっかりと中長期の財政計画をやっていける計画を持って進めていく、そういう条例をしっかりと定めて欲しい、条例というのは我々議会が議決をするものであります。要は我々が責任を持って、ともに進めていく大事な計画であるという認識のもと、当時、附帯決議を出した覚えがございます。そして、そこで新推進プランというものを当局が出されたのが、平成27年2月。この段階では29年度までに、ただいま答弁にあったように中央公民館に関しては、今後のあり方を検討して機能移転を図ると。推進プランにおいては、中央公民館は平成30年から33年にかけて、機能移転を予定したものをその前倒しするというものが出てきております。私どもが1番初めに中公の廃止というもの、時期はともかくとして、というものを示されたのがその時期になるわけです。そしてその後、推進プランの見直し案というのが27年8月に示されて、これは先ほど言った平成30年から33年にやるよと言われていた中公の取り壊しを、平成29年度にやるというものであります。そしてこの議案になったというような理解でありますけれども、その理解でよろしいかどうか御返答いただきたいと思います。

答（総務部） 今、29年度と言われましたが28年度です。今おっしゃられた、そのスケジュールどおりでございます。

問（13） それともう1つ。我々議会から要請をさせていただいたのは、公共施設の総合管理計画と長期財政計画、この2つであります。これに関しましては、総務省からの御指示、御指導もあったとは思いますが、それを1年前倒しにということで議会から要請をさせていただいて、それが27年2月の段階で我々議会に示されたということで、この先ほどの話までは公共施設のあり方計画です。今からの話は、公共施設の総合管理計画の話でありますので、これ計画自体が違うということ。計画書は違いますので、違うということでお話をさせていただきますけども、基本的にはそれぞれの計画は違いますけども、考え方、流れ、そういったものは一切違いがないということによいのか。そして、また議案が採決されることによって中公の取り壊しが行われ、そしてそれが財政に与える影響、今後の財政に与える影響というものが、その長期財政計画にしっかり乗っかっているのかどうか、御確認をさせていただきたいと思えます。

答（総務部） 今回、策定をいたします長期財政計画。今、御指摘ございましたように、中公を廃止することによっての形式的なものも全て入っております。また計画の関係でございますが、高浜市は地区説明会でもお話をいたしました。この公共施設の老朽化問題につきましては早期に対応しなければならないということから、公共施設のあり方計画案を西尾市に次いで策定をさせていただきました。総務省からの要請は、このあり方、公共施設建物の関係と、インフラ部分の関係を盛り込んだ公共施設全ての計画をつくりなさい、ということでございます。当然私どもは、建物については既に策定をしておりますので、それを盛り込んだもので、考え方はずれておるものではございません。また、一つ申し上げるならこれは、本特別委員会でも申し上げましたが、総合管理計画は29年度までにつくればよいという要請でございます。高浜市が1年前倒しをして早くつくったというのは、これは国がこの公共施設の老朽化問題につきましては全国的な問題であって、地方の財政状況を考えたときに、それを何らかの財政措置をしなければならないということから、例えば今回、複合化する施設についての起債だとか、また、複合化される施設の解体。これに対しても起債をあてることができる、通常であれば、解体する施設につきまして

は税金、一般財源で対応するという事になってまいりますので、いち早くこの計画を策定することによって、そういった財源確保ができるようにということで前倒しをさせていただいております。

問（13） 前回のこの公共施設あり方検討特別委員会でも御質問させていただいて、同じ質問で恐縮なんですけども、きょう傍聴の方もみえますし、この後の陳情の審査もごさいます。それも含めてもう一度、あえて聞かせていただきますけども、市は市民説明会で公共施設のあり方計画の説明をやるときに、ちょうど刈谷豊田総合病院高浜分院の件も同時に説明をされたという経緯の中から、どうもその分院のために中央公民館を廃止して、取り壊しをして移転をさせるというような話になっているように聞こえてしまっておるけども、そうではなくて、先ほど言った公共施設マネジメント基本条例の精神にしっかりとのっとり、そして長期の財政計画の遂行のために中央公民館の取り壊しを行うということですか、という質問をさせていただきました。もう少し踏み込んでいえば、病院の件があろうがなかろうが、この計画推進のためには必要なことなんだということをしかりと答弁いただきたい、という質問をさせていただきました。本日改めて聞かせていただきますけども、病院のことがあろうがなかろうが、そういうことではなく公共施設のあり方計画の推進、そしてまた、長期財政計画の推進のために、将来の高浜のためにこの計画を進めていく、そのためのこの議案であるということによろしいでしょうか。

答（総務部） お答えをさせていただきます。ただいま分院のために、というお話がありましたが、先ほどの北川委員の御質問のところでありましたように、私どもの平成26年8月に策定しました計画では、中央公民館は機能移転するという事で、既に位置づけております。分院のためにというわけではございません。ただ、分院の話も大きな話でございますので、地区説明会のときは第3部という形で説明をさせていただきましたが、基本的には分かれたものということでございます。以上でございます。

意（13） 最後にさせていただきますけれども、いずれにしましてもこの議案を採決して可決がされれば、今年の11月から中央公民館の取り壊しということになっていくと思います。それで取り壊された後、機能移転というのは高小に

機能移転と。ホール部分に関しては機能移転ということになりますのでそれまでの期間、そしてまた高小が例えば出来上がっても、今のホールの機能というものはまるまる移転されるわけではないと思います。そういう中でこれを埋めていくのは、市長をはじめ当局の皆さん方がしっかりと、市民サービスの低下を招かないようにしていくための政策であると思います。ぜひ、その政策をしっかりと、市民サービスの低下を招かないように執行していただくことを、お願いをして質問とさせていただきます。

委員長 ほかに

問（6） それでは直接、廃止条例とは関係がないかもしれませんが、市民の皆さん方が心配をしておられになります件。今現在、病院ができる市民センターが建っている東側の駐車場。あそこのところは、市民の方がいろいろと旅行だとかいろいろなことで、送迎で利用しており、中央公民館が廃止をされますとその後の取り扱いを、非常に心配をしておいでになります。高浜市としては、これは最終的にきちんとしておかないと、今のを廃止したときに、その後どういう使い勝手になるかというのは、審議するのに必要だと思いますので、そういった考え方をどのような位置づけで保有していくのか、一点お聞きかせいただきたいと思います。

答（総務部） 確か今の御質問につきましては、副市長から答弁があったと思いますが、今おっしゃられるように市民の方も利用されているということも考慮し、高浜分院が建った場合、専用の駐車場にはしないという答弁があったと思います。

委員長 ほかに。

意（12） 私も、18号で質疑をさせていただきますと思います。先ほどマネジメント基本条例も議会から出して通ったというお話もありましたが、私どもはこのマネジメント基本条例には賛成をしておりません。というのは、高浜の自治基本条例である行政、議会、市民の三者が、しっかり納得をいった上でやっていかなきゃいけないという条例がありますが、その条例からも違反しているというようなことで反対をさせていただきました。中央公民館ですが、築35年で7億円余りの残存価格があつて、それを3億円もかけて解体するというの

は大変、無駄遣いであります。やはり修理をして使っていくべきで、本当にどうしようもないところにきてからその後、どうするかっていうのはまた考えればいい話で。まだまだ使える建物を解体して、特にその場合に機能移転といって、高浜小学校の体育館で機能移転を行うということですが、小中学生の音楽会などについては4年先、6年先ということもいわれています。その間、子供たちはホールがなくなるわけで、高浜市で唯一のホール機能があるというところですので、それは子供たちに対しても、冷たい市政ではないかと思います。子供たちが成長するのに本当に必要なところでもありますし、また演劇だとか、ほかの面でも使われています。十分利用されています。それから、医師会の皆さんも、住民投票を望んでおられます。そのことも、そういう面からも、この議案には反対をいたします。

委員長 御意見として受けとめてよろしいですかね。ほかに。

問（5） 先ほどの北川委員の質疑のところ、総務部長の答弁で病院とは関係ないとございましたが、1点確認をさせていただきます。8月21日の公共施設あり方検討特別委員会の議事録を、そのまま読ませていただきます。中央公民館につきましては今年度、あり方の検討、平成28年度に解体ということで、大規模改修をしないことによります削減額は26億5,900万円でございます。中央公民館につきましては、昨年の推進プランでは、第2次推進プランにおいて機能移転を図るとしてございましたが、現在、新しい病院の移転計画ということもございまして、その時期を前倒ししてございまして、行政グループの方が答弁しております。この辺、先ほどの総務部長の答弁と異なると思うんですが、改めて説明をお願いします。

答（総務部） 先ほど申しましたように、その考え方は変わってないです。もともとあり方計画の推進プランに位置づけをされており、その中で高浜分院の話が出てきましたので、今おっしゃられた答弁をさせていただいております。

問（5） あまり、議事録がこうなっているので、今おっしゃられたことはちょっと私は理解ができないと。この文面を普通に読みますと、病院を移転計画するから時期を前倒ししてございまして、答弁がはっきりあるのでそこはちょっと指摘をさせていただきます。それで私の質疑を行いたいと思うんですけど、

先日の総括質疑においての続きを議論させていただきたいと思いますが、その前に1点確認をさせていただきたいのですが、先ほど北川委員から、質疑がありましたけども、外部の要因。豊田会病院の関連で、中央公民館をいつまでに取り壊しをしてほしいとか、更地にしてほしいとか。そういうことはあるんでしょうか、ないのでしょうか。

答（総務部） すいません、もう一度お願いします。

問（5） 外部の要因、具体的には豊田会病院の関係で、中央公民館をいつまでに取り壊しをしてほしいとか、更地にしてほしいとか。そういったことはあるか、ないのか。

答（総務部） 今の御質問ですが、中央公民館につきましては28年度の予算の中で、解体費用を計上させていただくと同時に、債務負担行為で2年間にわたって解体していくということでございので、おおむねお示しをさせていただいておりますように、28年11月の中旬。そこから、解体工事を始めていくということでございます。

問（5） 全然、回答になっていないんですけど。病院の関係で、中央公民館をいつまでに取り壊してほしいとか、更地にしてほしいとか、そういったことはあるのか、ないのか、イエスかノーでお願いします。

答（市長） 病院から、いつまでに壊してくれという要望では、ございません。私どものは、時期をこの時期に合わせようと。病院の、例えば今からかかる費用が、いつになれば今の病院にはこれぐらいコストがかかります、というお話を聞いている中で、私どもが壊す時期がこのぐらいになりますと。じゃあそれまでにこれだけお金かけましょうということで、時期を調整しているだけで、病院からいつまでに壊してくれんと困りますよっていうことでありません。

問（5） はい、ありがとうございます。ないということですね。これで外部要因のために、急いで中央公民館を取り壊すのではないということが、明確になりました。それでは先日の総括質疑の続きでございと思いますが、たくさんの傍聴の方もお見えになりますので、先日の繰り返しになるかもしれませんが、簡単に中央公民館の取り壊しにかかる経緯を確認したいと思います。市の当初の計画では、中央公民館については、集会機能は近隣の集会施設へ機能の集約化を

行い、ホール機能は学校施設の更新時に、機能の複合化を図るとして、その計画期間を平成30年から平成33年までの間で行おうとしておりました。そして、この計画が突如、平成27年8月21日の公共施設あり方検討特別委員会において、我々議員に中央公民館を平成28年度に前倒しして取り壊すと、初めて我々議員に示されました。また、市民の皆様には、この計画が知らされたのは11月4日の市民説明会で行いました。この中央公民館の取り壊しについての賛成、反対があつて当然であり、それぞれにメリット、デメリットがあると思います。しかしながら、私が特に問題だと考えることは、市民の皆さんが中央公民館の取り壊しを知らされてから、たったのおよそ4カ月で取り壊しが決定してしまおうとしていることが大変強引であり、このような早急な決め方でよいのだろうか、大変危惧をしております。私は、公共施設あり方検討特別委員会や12月議会においても、再三、市民の皆さんの意見等をしっかり聞いて、丁寧に物事を進めていってほしいと、お願いをしております。ほかの公共施設の計画を見ても、かわら美術館をはじめ3年から5年、あり方の検討期間を設けてございます。どうして、中央公民館のみ4カ月の検討期間だけで取り壊してしまうのか、もっと時間をかけることで、より多くの市民の皆さんに知っていただいたり、意見をさらに聞くことができ、その結果、より多くの市民の皆さんが納得することにつながると考えます。どうして市は、市民の皆さんが、このことを知らされてからたったおよそ4カ月のこの3月議会で、中央公民館の廃止条例を提出したのか、その理由をお聞かせください。

答（総務部） これは既に全体の公共施設のあり方っていうのは、長谷川議員も特別委員会を通して御存じのとおり、中央公民館だけじゃないんです。当然、高浜小学校整備事業というのがあります。そこにホールを移転させていますので、その高浜小学校の事業も絡んできております。突如と言われましたけれども、それは全体の流れの中で、それはお話してまいりました。

問（5） そのようなことは、わかっております。でも2月10日に長期財政計画が出されて、財政の状況は変わっているんですよ。それまでは、平成38年度に基金が枯渇すると。高浜が自立可能な経営ができないと。そういうことであつたわけです。それが2月10日、長期財政計画を市が示してくれて、その中身

を見るとしっかりと貯金があって、平成 63 年度までしっかりと持続可能な経営ができるということを証明しているんですよ。そこで状況は、変わっているんです。財政の、高浜の財政の状況が変わっていることが 2 月 10 日の、長期財政計画の中で示されておるんです。それで先ほど質問しましたけど、この 3 月議会で、中央公民館の廃止条例を提出するのはなぜなんですか。

答（総務部） 先ほどお答えしたとおりでございます。

問（5） 説明になってないですよ。いつまでに取り壊さなければいけないというのがないんですから、市民の皆さんの、もっともっと意見を聞くために、スケジュール的に見ても 6 月議会、9 月議会でも良いと、私は思いますよ。このスケジュールを見れば、それはなぜ、そうしなかったのか、それでは教えてください。

答（総務部） 今回、中央公民館の廃止条例をお出ししたのは解体の関係で、基本的に 3 月でやったほうが良いという判断のもとであります。また、利用者の方もございますので、早期の周知というものがありますので、3 月議会で上程をさせていただいております。

問（5） なぜ、その 3 月議会で出す必要があるのかというところが、ちゃんと論理的に、客観的に筋道立てて説明がされてないところに、僕はすごく疑問を感じます。今の御答弁を聞いていても、要するに財源の問題ということですね。2 月 10 日に長期財政計画が提示される以前は、高浜市の財政は平成 38 年度に貯金がなくなり持続可能な財政運営ができないから、平成 28 年度に前倒しで取り壊すことにより少しでも財源を確保したいということだったと思います。ところがこの長期財政計画において、しっかりと平成 63 年度まで貯金もあり、持続可能な財政運営がされるという計画が示されたわけでございます。こうなってくると当然、先ほども申しましたが、状況は以前と変わってまいります。もう持続可能な財政運営ができる計画ができていますから、この状況を勘案しながら、中央公民館の取り壊しの時期については議論の余地が出てきたのだということになります。確か 4 年前倒しをすることによって、約 2 億 6 千万円の財源が削減できるということでしたね。この 4 年、維持するための経費 2 億 6 千万円をどう考えるか、もっと議論が必要だと考えます。私は、今回示

された健全な長期財政計画、そして先の総括質疑でもお話した財務当局の予測でございますが、平成 27 年度の決算で黒字の見込みが約 7 億 5 千万円あるということ。また、平成 28 年度から平成 31 年度の決算の黒字を予測しても、恐らく同じぐらいの黒字額が出るんじゃないかと、私は経験上推測いたします。加えて総務省が全国の自治体の財政の豊かさを示す指標で、財政力指数という客観的な指標がございます。1 を超えるほど豊かとされているもので、平成 26 年度全国約 1,700 市町村がございまして、高浜市は 82 位ですよ。数値は 0.98。全国平均は 0.49 です。総務省に念のため確認もしましたが、財政力指数が高いほど財源に余裕があると説明がございました。もしこの状態で、お金がないからたった 4 カ月で中央公民館を平成 28 年度に前倒して取り壊すのだとしたら、ほかの自治体はどうなるのかという話ですよ。逆に、高浜市は経営力がないと思われてしまいますよ。財政はもちろん厳しいとは思いますが、財政の問題だけで前倒しすることは大変強引で、説明不足であり、客観的論理に乏しいと思いますがいかがでしょうか。

答（総務部） いろいろ言われましたけども、基本的なところに戻っていただきたいのですが、財政シミュレーションをしたときに 40 年間の中で、建物の大規模改修をする時期がやってくると、大きな波が。それが 30 年からの約 10 年間です。その後、高浜小学校を除いた中学校、小学校の建てかえ時期がその次に、また大きな波としてやってくると、それを何とか乗り越えないといけない。だから議会から、ちゃんと自立した高浜市であるような財政計画を出しなさいと、事業計画を出しなさいということになかったんですか。それで今回、長期財政計画ができたからといって、これは余力のある計画じゃないですよ。今回、長期財政計画をお出しした中で、財政調整基金は 20 億貯金するという目標を挙げています。それはリーマンショックを経験した私たちは、リーマンショックが起きたときに一挙に 10 億の金が、市税として減るんです。そういうことを経験しているからこそ今回、長期財政計画にそういうことを盛り込んで、財政調整基金が 10 億を切るような、また場合が出てきたら、さらなる事業の見直しを行ってやっていくんだという思いを、お示しをさせていただいております。しかも先ほどこの財政計画で、余力があるっていうんじゃないですけども、そうい

う財政状況が変わったと今言われましたけども、最終的には、最後の金額を見てください。非常に厳しいものがあります。将来的な予測ですので、その時々によって変わってまいりますので、また財政計画につきましては4年ごとに見直しをかけていくということも、明示をさせていただいております。

問（5） 今、総務部長の答弁がありましたけど、そんなことは当然わかって質問しております。長期財政計画を責任持って出したんだから、その長期財政計画は、今の時点ではこれが市の示すシミュレーションということですよ。それがもう既に、63年度までしっかりと持続可能な財政計画がされているんだから当然、平成38年度に基金が枯渇する財政シミュレーションとは、当然変わっていくんですよ。そんなことは当たり前じゃないですか。これだけの財源はあるんだと。客観的に説明をしても、少しも耳を傾けようとはしないならば、財源を新たに生み出したらいいんでしょうか。仮に中央公民館、取り壊しをしないで基金っていうものがもしあって、2億円集まったのであれば平成28年度に前倒しはせず、高浜小学校のホール機能ができるまでの間は延長してもらえるのか、イエスかノーでお答えください。

答（総務部） ノーです。

問（5） それじゃあ、ノーと言うんだったら財源だけの問題じゃないじゃないですか。この2億、さっきの4年間の前倒しがあるから2億6千万削減できるということ。

答（総務部） 委員長、総務部長。

問（5） 今、話中ですよ。その2億6千万円前倒しで削減できるから、その2億6千万円を、例えば捻出できたのであれば、これは4年間前倒しせず、高小のホール機能ができるまで待ってもいいんじゃないんでしょうか。単なる、市は結論ありきですよ。議論の余地もない。これだったら、議会の軽視し過ぎじゃないんでしょうか。

答（総務部） 私がノーと言いましたのは、期限を延長することがノーでございます。また、この期限を延長せずにこのまま実施するということは、2億6千万を浮かしたお金っていうのは当然、次の全て大規模改修につながっていく資金でございます。ですから、ノーと言わせていただいたんです。

問（５） 果たして、聞く耳は少しも持ってもらえないということで、残念でございませうけど、市の説明責任がしっかり果たされていない。加えて、客観的に筋道が立っていないから住民投票を求める陳情など、市民の皆さんから不安や反感を持たれるんじゃないですか。市はその辺、どう考えているのか教えてください。

答（総務部） よく長谷川議員は市民の皆さん方に丁寧な説明をと、これは私どももそれを否定するわけではございませんが、やはりこの中で、この公共施設の問題を進めてまいりました中で、例えば資料としてもお出ししてございませうが、私どもも市長、副市長が自ら出向いて、町内会にも出向いてまいって説明をさせていただいております、それが 11 の町内会でございませう。5 地区の小中学校で説明以外です。また広報につきましても、2 年間でございませうけども、公共施設の関係で 24 回ほど、それぐらい市民の皆さん方に周知をさせていただいております。どれだけ、そのやればよいという基準はないと思いますが、基本的に丁寧な説明をするということ自体は、私どもも思っておりますが、それがどこまでかという問題だと思っております。逆に私ども特別委員会で、いろんな情報を流させていただいております。また長谷川議員も、市民の皆さん方にそういった中で説明をしていっていただければと思います。

問（５） 説明したいですけど、住民説明会の資料と、今 2 月 10 日で最新の資料とところどころ数字が変わってないですか。これ事実ですよ。これどう説明したらいいんですか。これで説明責任果たしているって言えるんですか。

答（総務部） 数字が変わるといふのは、どこの数字なんですか。

問（５） 例えば中央公民館の取り壊し費用。これが 1 億 2 千万が、今だと 3 億以下ですよ。約 3 億、中央公民館の取り壊し費用が。これが変わっていますよ。高小の複合化の建設費用これも 37 億ですか、これが 53 億。そんなもんがここに上がっていますけれども、こんな変わっている数字を、どうやって市民の方に責任を持って、真剣に伝えたらいいんですか。

答（総務部） あくまでも数字っていうのは動いてまいりますから、例えば高浜小学校の例で話をすると、推進プランにおいての数字というものは、当然、総務省の単価で積算をしてきたということで説明をさせていただいております。

ただ、この長期財政計画を策定するにあたって、目の前に来ている高浜小学校につきましては、その計画数値と違って、より市場価格、そういったものに近い数字を、お出しをしている。というのは結局その、建設資材の単価だとか、人件費の単価、これは著しいものがございまして、そういった中で数字が変わってきたと、こういうこととございまして。それは、やはり長期財政計画を進めていくためには、直近の数値を載せたほうが良いということからさせていただいたということとございまして。

意（５） 答弁をしてても、全くその自分たちのあり方を、少しも反省することがない。例えば数字が間違っていたなら、すいません間違えました。これが新しくなりましたと言ってくれば良いんですよ。そうやってきちんと、私は素直に、正直に話していただければ、全然いいと思っております。ぜひ今後は数字が変わったならば、すぐに我々議員にも知らせてください。そうすれば、しっかりと市民の皆さんに、これが本当の数字なんですよ。ありのままの事実を伝えて、市民の皆様にも少しでも理解をしていただきたいと思います。私は、動いていきたいと思っております。私は、高浜市には中央公民館を今後４年間維持できる財源は、十分あると考えます。冒頭に確認した病院の外部要因がなく、財源だけの問題で、平成２８年度に前倒しをするのであればもう一度考え直していただき、取り壊しは高浜小学校のホール機能が使用できるまでの間、待っていただきたいと思っております。最後のお願いです。壊すことはいつでもできます。壊してしまったら、もう元には戻りません。ぜひとも、取り壊しの延長をどうかよろしくお願い申し上げます。以上です。ありがとうございました。

委員長 ほかに。

答（市長） まず、いくつかお話をさせていただいたものですから、最後に私から少しだけ誤解があるといけないものですから容赦していただきますが、先ほど財政力指数のお話が出ましたけど、実は財政力指数では行政の経営は計れないということがあって、国も公企業会計を入れなさい、というお話が出ています。それはなぜかという、これ、傍聴の方もおみえになりますけど、行政には、いわゆる減価償却の概念がないんですよ。減価償却費を積んでいませんので、当然のことながら改修、建てかえには、費用を生み出すことができない

んですよ。どうやって生み出すかっていうと、余力のあるときには基金を積む、もしくはそのときに起債をする、こんな形でしかできない。これで、いわゆる経営の姿が見えないということで、国は公企業会計を入れなさいということで、今、言っているような我々の公共施設のあり方っていうことをやらないと、とても姿は見えてこない。結果的には民間のような考え方で公企業会計を入れたら、ほとんど更新はできないという答えが出ていまして、全国、高浜市がこうなら全国はどうなんだっていうお話がありました、大変なことになると思います。多分、尋常じゃない数字が上ってくると思っています。今、各地で一生懸命その白書をつくってみえらると思いますが、とてもじゃない、やっていけない状況が起きることは明らかです。それは誤解があるといけませんので、財政力指数がいいからということ、それから経営が楽であるかどうかということとは、全く違うお話であります。それから、先ほど言われた財政シミュレーションの中にも、我々実は、例えば美術館の運営費を削減したとか、それから大規模改修をやめたとか、大規模改修を見込まずにしているとか、そういった要素が入っておること、これは議員の皆さん御存じですよ。そういう中でのシミュレーションで成立をしているわけで、決して余力があるわけではないということも御理解いただきたいと思ひますし、2億数千万あれば4年間は確かにおっしゃるとおりできます。ただそのときに、それを長期に使うことは難しいですよっていうことは、多分御理解いただけると思ひます。それは、大規模改修する費用としては、もっとかかります。ちなみに隣の安城市が、同じ35年ぐらいですが、大規模改修に取り組まれるそうです。500人ぐらいのホールで、同じように会議室もついています。それを、大規模に改修をすると中身はよくわかりませんが、やっぱり20億を超えると聞いています。そのかわり、それは長く使うものなんです。長く使う前提であれば、手を入れなければいけません。例えば碧海グラウンドの、今、外のライト、照明灯をかえます。どのぐらいかかるか議員の方は御存じですけど、あれだけでも、それは8千万円以上かかるんですよ。それはLED化をしなければいけない。これから建てる庁舎とか、例えば設備、天井を落とすだけじゃなくて、そういうものにもお金がかかります、やればね。だから長期に使うに当たっては、2020年度にも、製造中

止される水銀の入ったライトの設備は更新をしていかなければいけない。そんなことも入ってくるわけです。いろんな面で、長期に使うというふうに残しておくものに関しては、我々はお金をかけていこうと思っています。だから、何も4年間のことだけで議論ができないことは、議員の方は御承知だと思っています。だから4年間のその費用があれば4年間はもつかというと、それでも実はないんです。ほかに何か発生すれば、必ずそこにコストがかかってきます。運営費もかかってきます。だから4年後に廃止したときにかけたお金は、なんて言われますかね。病院のところに、お金をかけたところ、最近よく言われるんですよ。そこにかけたお金が無駄じゃないかと言われますけれども、そこにかけたお金は戻ってきません。だからかけないで済むのであれば、できるだけ前倒しをさせていただきたいという形で生まれてきたお金です。ただ、説明が十分ではないと言われれば、どこまでいってもそうなんです、住民の方への説明が不十分だと言われれば、まさにそのとおりだと思います。これはどこまでいっても同じですから。それからもう一つ、どこまでいってもですが、お金の金額の精査があいまいじゃないかというお話がありますが、それも多分、実際に募集をした後の提案によっても変わるんだろうと思いますし、今は、今の建築単価ではじいていますので、その都度変わることは確かです。ただし、我々は、複合化をして効果が出ないようなことをする気は全くありません。複合化をして、なおかつ、将来の財政にいい影響を及ぼすだろうという判断のもとで行いたいと思っていますので、その辺は誤解のないようお願いをしたいと思います。

意（5） いろいろ考え方がありますので、市長の今お話しになったことも理解はしますけれども、財政力指数というのはずっと長くから続いているんです。総務省が、客観的に示す指標であることは言っておきます。また、企業会計をやらないとわかんないという、今、市長のお話がありましたけど、私は一般質問の中で、ずっと企業会計導入してくださいってお願いしたじゃないですか。じゃあやってくれるんですね。もう急いで、早急にやってください。僕はこれをつくってから、いろいろ公共施設のことを考えていってほしいと、一般質問の中でも言わせていただいております。ぜひ、企業会計の導入をお願いします。

私の質疑はこれで終わります。以上です。

委員長 ほかに。

問（13） ちょっと私の方の質疑と他の議員さんの質疑の中で、多分その答弁の仕方は間違っと思いません。多分、質疑のやり方が違うんで、違って聞こえてしまうと嫌だなという思いがあったんで、実は病院の件は出たくないというか、関係ないという話は何かという、我々がお願いをして先ほど言ったように、こういう公共施設マネジメント基本条例をつくっていただいたという議会から話もあるものですから、それにのっとったものですよという確認をさせていただいたのが、先ほどの私の質問なんです。で、他の委員からの質問で例えば、豊田会からの要請があったのかないのかという話もありましたけども、これはくっつける意味で聞いていただきたくないんですが、高浜市が考える今後の医療行政という部分を、私は何度も一般質問をさせていただきましたけども、その部分で言うと当然、今の高浜分院の建てかえ時期も迫っておるっていうよりも、遅れておるぐらいのレベルであると思っております。それが、豊田会からの要請があるからとか、ないからではなくて、そちらにかかる高浜市からの金という部分も、当然これは考えなければいけないですね、財政的には。それも踏まえていくと、これは豊田会からの圧力的な要請があるのかないとかという問題ではなくて、一早く高浜が行政として、進めていかなきゃならないことであるという判断の中でいうと、この4年間の前倒しというのは、あるんじゃないのかなという気がするんですよ。そこのところを一度、聞かせてもらえないかなと思います。無理やり関連づけておるようで申しわけないですけども、この議案に関して。要は、分院の建てかえというものは当然、考えなければいけない。分院の存在というものを今後の高浜の医療行政の中で、しっかり考えていかなきゃいけないということを踏まえた中で、できるだけ早くそれをやろうと。なおかつ、中央公民館の跡地活用のことを、その後のことが、市としてはプランがないということであれば、あそこが更地になれば、有力な分院の移転候補地になるんだと。それから先ほど言った、分院を早く建てかえることによって、今の分院にかかるさまざまな諸費用、これは協定書が、今の協定書があるから発生するものと、それから分院がやっぱり老朽化してきたこ

とによって発生するものと、あると思うんですよ。そういったことを踏まえてのことでいえば、4年間の前倒しというのは、ありうるのかなという気がするんですけども、それに対する御答弁をいただければと思います。

答（市長） 今、委員おっしゃるとおりでして、我々は中央公民館の廃止は、小学校への機能移転時にと御提案申し上げておりましたが、そのときに、3年後に、実は更地になってしまいますね。で、更地になってしまう中で、ほかの活用を考えた場合は、先ほど6番議員からありましたが、駐車場っていうのはほぼ、ほかの活用を考えれば生かすこともできるんです。住民の方々が御利用いただいております駐車場を生かすことで、なおかつ、ほかのことを考えようと思うと、我々は何もつくる予定はありませんので分譲してしまうのか、何かしばらく置いておくのかというようなことになりかねません。そういうのを3年後に考えるよりも、3年後に例えば、今おっしゃるように、その時点で病院をどうだという議論をすればいいのかっていう話もあるかもしれませんが、いざその間に、先ほど言ったように中央公民館にもお金がかかってきます。で、病院も協定上なっている中で、病院にも実はお金がかかっているんですよ。だから、それを両方が整合性をとれば、将来空き地になってしまうところなら、病院に来ていただくということを考えることは、今の住民の方々のいろんな活用も含めて一番いいのではないかなと。それは単に我々のコストだけでなく、我々が支援しているところで間接的に病院のコストにもはね返るものですから、やはりそこに出しているところは先ほど、いろんなお話がありましたが、かけたものが、また、その後その病院を使うことはなかなか難しいという話になると、またそこでお金が余分にかかってしまうものですから、できるだけ今の病院にはお金かけたくないなという思いは、これは我々もありますし、これは刈総さんにも当然ありますので、そういう意味では、前倒しは別の意味で、費用発生を防ぐんだらうなと思っております。

問（13） はい、おっしゃるとおりだと思います。実際、先ほど長谷川議員の質問の仕方というのは、豊田会から要請があったのか、ないのかということに対する答弁ですから、やはりそういう部分でいうと、それはないにしたって行政的に考えると、こういう部分もあつての前倒しだよということは、やっぱり

言っていただくべきかなということがあって今、質問させていただきました。私が思うのは、それが政策と思うんですよ。要は、財政が豊かだから、何でもかんでもつくっちゃえとか、建て直しちゃえだとか、そういうことではなくて、今後何が必要で、何にしっかりお金をかけていくんだ。そのお金もいつもあるわけじゃない。実際ないことを、今の市長は一番そうですよね、就任後すぐにリーマンが起こって、あっという間に10億が吹っ飛んだというところであります。前の市長さんから、逆に9月補正で10億余ったという話も聞いたことがありますけども、ただそれがあるからどうだということではなくて、高浜の市にとって、市民にとってどういうものが必要であって、それがどのタイミングでやっていくべきかということが、たまたまこの時期に来たんだということを思っております。ただし先ほども言いましたけども、やはりマネジメント基本条例がある限りは、しっかり我々議会がそれを監視をさせていただいておりますし、それに伴って政策として、しっかりと発信をしていただきたいと思います。足らずまいは足らずまいで、どのようにそれを埋めていくのか。お金の問題じゃなくって市民サービスの部分に関して、それはしっかりとやっていただきたいと思いますということと。それからもう一つ、ともにですけれども、やはり我々の議会としての、あるいは議員としての市民に対する説明も足らなかったということは、本当に思っております。ただし、それ以上に行政のほうが、やはりノウハウやら資料やら、さまざまなものを持っておるのは確かですので、今後も変わらず、説明責任を果たしていただくことをお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

答（市長） 我々も、おっしゃるとおり、今後もあらゆる場面をとらえて、広報または直接的な説明も含めて、していく必要があるだろうと思っております。それといろいろお話も出ましたが、中央公民館の話も病院の話もそうですが、その建物だとかその事業だけを私どもはとって言っているわけではありません。高浜市全体の将来の財政状況、また将来の姿をどう考えるかを前提として、公共施設のあり方も検討させていただいておりますし、例えば病院一つとっても多分この時期を逃すと、仮に刈総さんが高浜市では経営できないという話をされてほかへ出られれば、そこを御利用すればいいじゃないかというお話もある

かもしれませんが、高浜市に病院がくることは多分難しいと思います。これは国や県の政策からして、病院のベッドの数が限られていますので、そういう時期、そして将来像。何が必要であると、何を検討すべきか、というものを踏まえた上での施設の問題と。だからこの一点だけを考えた上での計画ではありませんし、今の病院のあり方も病院のことだけじゃなくて、医療、介護、保健衛生、そういったこと全体を含めた上で、また、まちの姿として考えた上での結果でございますので、ぜひそういうことも含めて、我々も御説明をしておるつもりではありますが、なかなかそれは御理解をいただけないというのは、我々の説明不足という点は、大いに反省すべきところがありますので、議会の中でも、皆さんにもお手伝いをいただいて、住民の方にそういうところをお知らせをいただければと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（7） 先ほど5番議員が言われた、高浜は財政力指数がいいというお話なんですけど、一応1を切っておりますし、私どもが各市町村へ出張した段階でいつでも不思議に思っているのは、なぜこんな赤字団体じゃないんですけど、財政力指数が低いところが、こんな立派な施設を維持できるんだとか、そういった形でいつでも、その担当者に質問をさせていただいております。そのときの答が、例えば合併市町村があればそういう合併市町村債だとか、そういった起債を認めていただいております。そういった形で、後で地方交付税で戻ってくる。というような回答をよくいただきます。それで私どもとしては、とにかく地方交付税をもらうにはどうしたらいいのか。とにかく財政力指数、要するに高浜でいえば140億ぐらいの予算ですけれど、

委員長 柴田委員、議案第18号の内容についての質疑に戻してください。

問（7） はい、そういった形でとにかく建物を取り壊すにしても、維持するにしても、とにかく交付税をもらえるように、起債対象になるようなことを考えていただきたいと思います。そこら辺のことを少し、財政から説明をお願いしたいと思います。

答（財務） 財政力指数のお話がありましたので、そのことからお答えをさせていただきたいと思います。財政力指数といいますのは、全国的に同一水準の

サービスが提供されるように、それが標準的かつ合理的な水準と申しますけれども、これを行っていくのにどれだけの収入があって、どれだけの歳出があってということでもありますので、これは市の予算や決算を実態的に反映したものではございません。標準的なサービスを超える部分については、これは市税の中で賄う。例えば、特色ある高齢者福祉をやっていこうと思いますと、それが全国的な標準を超える部分であれば、市で提供していくということが財政力指数の考え方であります。確かにこの地域は、企業さんの業績の関係で法人市民税、あるいは個人市民税、ある程度の収入がありますので、財政力指数は全国的には100位以内でありますけれども、これを例えば、いわゆる行政サービスの提供余力であります基金残高を見てみますと、これは全国的に見ますと、全市790ぐらいありますけれども、下位から3分の1の範囲に入っている。一方、起債残高は、これはこれまで投資的経費をおさえて財政運営を行ってきましたので、投資的経費が少なければ起債の額も少ないということで、起債残高は全国的に見て、上位3分の1ぐらいの、いいところに入ってきている。財政が豊かではないかという話ですけれども、そこで高浜市が今まで行ってきた財政運営の中で投資的経費、いわゆる喫緊の課題になっております公共施設の老朽化問題。これに対する投資的経費というのは、全国790市の中でも最下位のほうであります。こうして、投資的経費を抑えて、何とかほかの、市民の皆さんの日常生活にかかわるようなサービスを提供してきたというのが実態でありまして、実際のところは、非常に厳しい財政運営を強いられているというのが財政当局の認識であります。その中で起債対象に交付税措置の対象になるような、起債を借りていく必要があるのではないかとということでもありますけれども、小学校の建てかえや大規模改修というのは、これは義務教育施設でありますので、そういったところの改修をしていきますと、それは起債も借りられますし、借りた起債の一定額というのが、基準財政需要額と申しますけれども、元利償還金が一定程度反映をされる。そうしますと、需要額が伸びてきますので、交付税の対象になってくる。先ほど、ほかで視察をされたときに、なぜ財政力指数がよくないのにこんな立派な施設がつかれるのかということですが、それはそういった交付税制度の中に元利償還金が基準財政需要額に算定をされま

すので、税収が少なくても交付税で返ってくるという仕組みになっております。ただ、交付税措置があるからといって、華美なものをつくり過ぎて今、まさにそれをどうして維持管理していこうかということが、公共施設の問題になっていきますので、高浜市はそこにいち早く着手をして進めているというところであります。

委員長 少し議案の内容から広がっておりますので、以後はこの議案の中身で質疑をお願いいたします。

問（7） ありがとうございます。これがやっぱり一番、公共施設のあり方の根本であると思ひまして、私が質問させていただきました。こういうことをよく理解していただきまして、今後とも進めて、健全な長期財政及び中期基本計画と進めていただきたいと思いますと考えております。以上です。

委員長 ほかに。

問（11） 先ほど、この中央公民館を4年間前倒しすることによって2億6千万円が浮くというお話しでしたが、この2月10日に出された、この長期財政計画はその前倒しも含めて、病院の移転も含めて出されたシミュレーションだったのかどうかをちょっと一点、確認させていただきたいと思ひます。

答（財務） 公共施設等総合管理計画の別冊といたしまして、公共施設推進プランというものを、お出しをしております。この中で、中央公民館については前倒しをした場合ということで、この計画ができておりますことを、お答えをさせていただきます。

問（11） はい、ありがとうございます。ということは、前倒しをしたから平成63年度まで枯渇せずに大丈夫ですよっていう数字が、私たちに与えられたということですね。

答（総務部） 長期財政計画の中には、その中央公民館を、前倒しをすることによる費用だとか、それから財政計画の中にもありますが、美術館の指定管理料の見直しだとかいった、事業の見直しも含めて成り立っておるということでございます。

意（11） はい、ありがとうございます。今までの御質問とかを聞いていると、傍聴の方もおみえになりますので、そういったことを計算せずにやっても 63

年度まで大丈夫だと思われるといけないので、あえて御質問をさせていただきました。ありがとうございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 18 号の質疑を打ち切ります。暫時休憩いたします。再開は 11 時 25 分。

開始 午前 11 時 15 分

終了 午前 11 時 24 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(2) 陳情第 3 号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書
に関する賛否を問う住民投票を求める陳情

委員長 陳情者より意見陳述の申し出があり、議会運営委員会において了承されていますので、ただいまより陳情者の意見陳述を行います。陳情者は登壇してください。

意見陳述者登壇。

委員長 意見陳述を行います。意見陳述は、陳情の趣旨、項目の範囲内に限ります。また、おおむね 10 分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は、傍聴席への移動をお願いいたします。それでは陳情者より意見陳述をお願いします。

意見陳述（陳情者） では、自己紹介からさせていただきます。高浜市で建設業を営む牧工務店の牧と申します。よろしくをお願いいたします。初めに意見陳

述の機会を与えていただき、本日もありがとうございます。昨日もさせていただいたんですが、やりくるめられました。今回の公共施設の説明会のことに私も今まで4回行きましたが、きのう話したことと一緒に、まず一番先に東洋大の先生が言ったことが、最終的には公共施設のことをやるには、大きなものではなくて小さいものからやれと言われましたね。これも何かおかしい話で今、変わってきています。で、市長さんが言われたのは、市民ホールは30回しか使っていないと言われました。これも嘘の話です。市民ホールは10億円かかると。今から維持をするのに10億円かかると、これも嘘ですよ。そういったごまかしのような返答、きょうの先ほどの議会でもそうですけど、部長さんが言われるのは、何か答えがあっていない、長谷川さんが言っているのが正解だと思いますよ、傍聴席から見とっておかしいと思います。答えがはっきりしていない。ごまかしが進んでいます。一番最初に吉浜公民館で、一番最後です、吉浜公民館で言われたことが大事です。市長さんは、意見なんか聞けないと言われた、皆さんの。選挙なんかやればいいと言いました。これで我々はこのことに至った次第です。こんなことがあるなら、市民一画のものが消えてしまいます。実際には8月の議会でね、決まったようなことが、もうこの時期で決定されると。市民ホールを壊すっていうことがもうおかしいと思います。市民ホール自体35年ぐらいしかたっていないですね。我々は建築業界です。35年で壊すことはありえませんよ。最近でもね1億6千万使っています。最近5年間で修理に。こんな金を捨てるんですか。もったいないですよ。修理にはタイルがいかんとか、いろんなこと言いますが、天井がいかんと言いますが、なぜタイルなんですか。鉄筋及びガルバニウム鋼板というのがありますよ。それで囲えば50年もちますよ。防錆がやってあるんだったら必要ないです。天井が落ちる、天井は安定ネットを張れば2、3億でできますよ。そうやってやれば安くできるじゃないですか。ね、そうすれば、そんなに慌てて壊す必要ないです。それによって、公民館を壊すことによって、高浜小学校へつくといいですよ。高浜小学校つくるのはいいですよ。のところにつくるのはいいですよ。プールをなくすでしょ。なんでプールをなくすんですか。奥様方怒っていますよ。これでは50年前に戻っちゃうんじゃないですか。今年度もね、幼稚園からね、高校、

小学生までね、みんなたくさんの子供が使っていますよ、これは。市は体育館があるって言いますがね、市民ホールは子供にとってね、非日常的な特別な環境舞台なんですよ。これを御認識いただきたいと思います。このホール、市民ホールを目標にね、一生懸命練習してね、子供の記憶に残る空間です。音楽活動団体が4月30日にね、高浜市の文化のどんちょうを降ろさないでくださいと、そう言ってわざわざ使いますよ。そういうことも全部無視ですか。で、署名活動を私どもはやるようになりましたけども、署名の中で子供はだめだとかね、同筆体があるだとか、これ署名はね、別に誰が書いてもいいんですよ。代筆でも結構なんですよ。おかしくありませんか。長谷川議員が言ってくれたことが僕は正解だと思いますけど、部長さんあたりの答えがおかしいです。市長さんより前の、今の市長さんの前の森さんの時代の借金を背負っている市長さんは大変ですけど、議員さんでも10年前の議員さん、今もみえますよね。その人たちがやってきた結果で今の結果でしょ、財政は。なぜその前からやってこなかったんですか。今になって慌てておるじゃないですか。市議の皆さんもね、代表でおられますので、市長さんもそうですけど、もう少し市民の声を聞いてほしいです。でなければ、例え間違えであろうが、おかしかったであろうが9,510票は集まらなかったと思いますよ。きょうは傍聴席もいます。今までの議会でこれだけ傍聴席に皆さんいないでしょ。それだけ興味があるということなんですよ。昨日はね、ちょっと10分超えちゃいましたもので、途中私も抜かしちゃいましたけども、こんなことで私の簡単な意見陳述になりますけども、一つよろしくお願ひします。これからね、市会議員の皆さんは地元に戻って皆さんのためにやってきましたよって言える市会議員であってほしいし、市長さんもそうです。確かに先代のね、借金を背負っているかもしれない。だけど今から変えていけるんです。だから市民に堂々とかう言うといつて。結局は、説明責任がなかったかと思います。長谷川議員が言われたんですけども、説明責任がいい加減ですよ、今まで聞いていると。きのうでもそうですよ。我々は意見が言えないから黙って見ていましたけど、答えは曖昧。はっきりイエス、ノーと言えれば終わると思います。本当に困っているんだから、本当にこうで、こうで、こうで困ってるんだから、それならいいでしょと、皆さんが分かれば納

得しますよ。僕は10月頃に市長さんに言いました。この問題は大変だからね、しっかり足元を固めてやってよと言った。それを言った本人が、僕は反対側の本人ですか。おかしくなりませんか。僕はね、市なり行政なり、市議さんみんなが、大家族たかはまになって、話し合っってやっていいものをつくるという話じゃなかったんですか。こんな喧嘩するようなことになって、よろしいんですか。僕は前向きで、皆さんの声も聞き、議員の皆さんの声も聞き、行政の方の声も聞き、もっと何回も繰り返して、事業を遅らせてもいいからやるべきじゃないですか。きょうはちょっと時間があり過ぎて内容はいい加減ですけども、一つよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

委員長 これをもって、意見陳述を終了いたします。陳情者は、傍聴席への移動お願いをいたします。意見を求めます。陳情の範囲の中での意見を、お願いをいたします。

意(14) 市政クラブを代表して反対の立場で意見を申し上げます。中央公民館の取り壊しについては、今後の公共施設の方向性、考え方を取りまとめた公共施設総合管理計画において、機能移転する考え方に基づいて実施されております。中央公民館の機能移転は、平成25年3月に公共施設あり方検討委員会から提言されたもので、複合化、集約化の考え方が示され、この考え方が踏襲され現在にいたっております。この公共施設のあり方の取り組みは、昨年3月定例会での附帯決議や施政方針を踏まえて、高浜市が持続して自立した自治体として次世代につなげるための取り組みと考えます。このことから中央公民館を取り壊し、機能移転することに理解するものであります。今定例会において、議案及び当初予算に計上されている取り壊し費用等は、その考え方に則したものであると考えます。中央公民館の取り壊しについて、高浜市住民投票条例による住民投票の実施することの陳情には反対させていただきます。以上です。

委員長 ほかに。

意(15) 中央公民館の取り壊しは厳しい財政状況の中、長期にわたって老朽化する市内の公共施設をどうしていくかという観点から考えなければなりません。ただ単に、中央公民館を残したほうがいいのか、取り壊したほうがいいのか問われれば、大半の人が取り壊しには反対でしょう。しかし、今後40年間の

長きにわたって公共施設のあるべき姿を考えると、真に必要な施設だけを維持改修、建て直し、それ以外の施設については廃止あるいは機能移転を選択せざるを得ません。この中央公民館以外にも図書館や体育センターなど、多くの施設が機能移転あるいは廃止予定をされております。中央公民館においては、取り壊しが予定されておりますが、そのホール機能は高浜小学校に移転されることになっており、高浜市からホール機能がなくなるわけではありません。以上述べましたように、市内の公共施設の長期のあり方を考えても、さらにホール機能が移転され、市内に存続することを考えても、本陳情には反対せざるをえません。以上でございます。

委員長 ほかに。

意（12） 共産党を代表して。中央公民館は高浜市内唯一のホールが備えてある施設です。高浜市の文化の拠点として、大変重要な役割を果たしていることなど、唯一のホールがあるということで、これは大きな重要な役割があると思います。この問題ですが、高浜市民の、ここにも書かれていますように、まちづくりへの参画の機会を保障している、高浜市自治基本条例第4条及び第5条の規定が尊重され、まちづくりに関する情報を知る権利を保障し、市民の意見が反映される計画にしていく必要がある。これは本当にそう思います。これは解体に賛成する人も、賛成しない人もみんな住民投票をやって、はっきりそこで結果が出るわけですから、その結果を尊重していただきたいという陳情でありますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（6） すいません、ちょっと趣旨に反するかもしれませんが、市長に確認をさせていただきたいと思います。今、陳述者が言われましたけれども、私も反省しておりますけれども、市民に対して私たち市議員もしっかり説明責任を果たして私、ほかの議員はわかりませんが、私自身は痛切に反省をしております。そこで今、陳述者の陳述を聞かれて、市長さんはどのように感じられたか、その辺のところは私も一番気になりますので、先ほど陳述者が言われましたけれども、しっかり聞いていただければこういったことはやらなくて済むので、そういったあれがありますので、ぜひ一回市長さんにそ

の辺のところの気持ちを聞かせていただきたいと思います。

委員長 黒川委員、陳情の中身の意見、質疑のほうにちょっと戻してください。

意(6) 議会あてに陳情が出ているということはわかっていますよ。だけど、これを出された理由というのは、陳述者が言っていますように、市長が私からはやる気がないと。そういう形でぜひ1回市長さんがこれに対してどういう考え方を持たれたのか、説明が十分できたのかどうかということ。

委員長 黒川委員、ちょっとあまりにも離脱しておりますので、ほかの委員さんからも少しまずいんじゃないかというような態度が出てますので。確かに離脱しておりますので、この陳情第3号の中での意見、これに戻してください。

意(6) わかりました。私はこの陳情には反対をさせていただきたいと思います。それはなぜかと言いますと、実際にこの陳情書の内容を見ましても、タイトルとそれから陳情項目が一致しておりませんし。ただ、それでこの反対で不採択にしちゃっていいかという問題があります。それは実際に、これだけの方たちが署名をして、こういった形のことをやっているわけですので、そのあれば、僕は十分に拝聴するに値するんじゃないかと。ただ、このところが、先ほど市政クラブの意見が出ていましたけれども、これが陳情の項目に当てはまらないだとか、そういった意見をしてきますと、実際に住民投票条例やなんかでも個別の意見だとかそういったものについては、住民投票条例にそぐわない。それから、また一つひとつをやっぱり丁寧に今まで説明してきた。それは私自身から言ってもそういうことはありませんので、そうすれば採択すればいいんじゃないかと、そういう考え方なのかもしれませんけれども、やっぱり住民投票をやるというと、やはり住民投票には費用も掛かります。こういう財政の厳しいときに、そういったことをやるのがいいのかと。そういった形になると、僕はもっと丁寧な説明をしてしかるべきだということで、もっと市長に丁寧な説明をお願いしまして、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 はい、黒川委員の言われている部分で、意見として聞いておきたいと思います。黒川委員としては、議員としての住民への説明責任が少し足りなかったのかなという反省点も踏まえての御意見と承りますので、よろしく願いをいたします。ほかに。

意（11） ありがとうございます。陳情3号ですが、昨日とは違いまして中央公民館の取り壊しについて、高浜市住民投票条例による住民投票の実施をすることという陳情になっております。それでこの陳情が、住民投票をするに値すると思います、先の議案にも出ておりましたように、中央公民館を1年延ばしたり2年延ばしたりすることで、確かに住民への説明責任が足りなかったと言われればそれまでだと思いますし、不十分だったと言われれば、どこまでいっても先ほど市長が言われましたように、どこまでいっても不十分だったとは思いますが、この中央公民館を今、取り壊すか取り壊さないかの住民投票をするかどうかという陳情は、私は反対をさせていただきます。住民投票をするかどうかについては反対でありまして、それはなぜかと申しますと、先の議案にも出ておりましたようにこれがその前倒しをされることによって、2億6千万だけじゃないほかのお金もかかっている、この持続した高浜市を維持するのに、これだけの問題ではないんだよということを踏まえて、この陳情には反対をさせていただきます。かからんと言っておりましたが、高浜市のシミュレーションでは2億6千万かかるというお話ですので、これには反対します。確かに子どもにとってホールで演奏したり、表現をしたりするのは憧れだとは思いますが、ただそれを政策でいろんな形にも変えていけますし、先のタカハマ物語2を見ておりましたが、ホールで演奏したり表現したりすることだけが表現だとは思わなかったもので、映画で表現をするということも一つだと思いますし、ホールだけがその文化を継承するだと思いませんので、この中央公民館の取り壊しについて、その文化がなくなるとは思っておりません。以上です。

委員長 ほかに。

意（5） 中央公民館の取り壊しについての賛成、反対は関係なく、市民の皆さんの声を聞いてくださいという思いだと思いますので、何ら反対する理由がございません。加えて1カ月半で9,510筆の署名は大変重い、市民の皆様の思いと考えるので、住民投票を実施することについては賛成でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を終了いたします。以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。委員におかれましては引き続き、陳情第3号に関わる自由討議を実施いたすわけですが、委員の皆さま方にお諮りをしたいと思います。自由討議を始めますと、おおむね30分を目安ということになります。ただいま11時45分を少しまわりましたので、12時がまわってしまいます。このまま引き続いて自由討議の実施を行っても、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしということですので、それでは自由討議の実施に入っていきます。委員におかれましては引き続き陳情第3号に係る自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。当局の方は退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等呼び出しいたしますので、所在はわかるようにしておいていただきますように、お願いをいたします。なお、自由討議終了後は、各部長に御連絡をいたします。一般の方の傍聴はご自由ですので、よろしくをお願いいたします。それではただいまより自由討議を実施いたします。当局の方は別に退席をされても結構です。

意(13) 傍聴の方も見えているんですけども、この後、自由討議が終わってから報告・連絡事項で非常に時間がかかるんじゃないんですか。

委員長 委員会自体は、この後のスケジュールを申しますと、陳情第3号、今意見の終了をしまして、次に自由討議の案件に入ります。その後採決を行いまして、その後報告及び連絡事項ということで、引き続いていきますので。自由討議の後は休憩、昼休みの休憩時間としてとりたいと。そのように考えておりますけども、いかがでしょうか。

意(13) 採決前ね。

委員長 採決前です。

意（13） だからそれで傍聴の方もみえるので、今から休憩の方が逆にいいのではないかと言おうとしたんですけれども。

委員長 もう一度、委員の方にお諮りをいたします。自由討議を引き続いてやったほうがいいのか、昼休み、休憩をとってその後から自由討議に入っていくほうがいいのか。

意（13） 採決までやってください。

委員長 引き続いて自由討議をやって、採決までやって昼休みの休憩と。それでよろしいですね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 当局の方は、そういう形ですので、退席されても結構です。

《自由討議》

委員長 それでは、ただいまより自由討議を実施いたします。なお、実施にあたり次の事項が申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。まず委員の方の発言は挙手をもって、委員長の指名により発言をお願いいたします。次に委員長の発言も可とし、副委員長の交代なして発言をさせていただきます。次に自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大 30 分を目安といたします。確認事項としまして、その発言は委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。それでは発言をお願いいたします。ございませんか。

意（3） すいません、きょう 1 日、18 号の議案と、陳情 3 号といい、ずっと皆さんの意見、それから答弁を聞かさせていただきました。そしてまた、陳情人であります牧さんのお話も昨日に引き続き、いろいろとお伺いをさせていただきました。きのうの陳情 4 号でもそうなんですけども、僕らはこの陳情書に書いてあるもの。いろんな一字一句、それぞれの文字を全て見えています。僕らも選挙をへて、皆さんから住民の方から、市民の代表として議決をしてくれと

いう付託をいただいております。この陳情3号に関して、先ほど11番委員もおっしゃっていましたが、昨日ですかね、この文章の一番初めに、基本的に今までの説明、当局の説明と照らし合わせましても老朽化を理由に、中央公民館、市民センターを取り壊しという形に書かれております。これに関しましては、今、きょう傍聴の方もここにいる議員も全て聞いてはいると思いますけども、基本的にはその老朽化を理由に高浜分院を壊してそこにあって、病院の老朽化を理由に中央公民館を取り壊す、という話ではないという話になっております。今までの委員会、私も2期議員をさせていただいてる中で、初当選させていただいた頃からいろんな流れを見てきておりますけども、まずこの陳情第3号のこの文面に関しても、正確ではないと私は考えております。それから賛同者署名9,510。確かにこれ集めるのに、非常に時間も人も費やしてみえたのかなと考えております。ただ、きのうも委員会の中でお話がありましたけども、2,400筆近くのものが市外の者であると。今回これを問うているのは、あくまでも市民とまた中央公民館のことであると。そう考えますと、確かに9,510という数字は大きく見えるかもしれませんが、実際に引いてみれば残り3分の2の署名ということになります。それから、私も地元をいろいろと、議員の説明も足りないんじゃないかというお話がありますけども、議員も各々それぞれいろんなところに行って、いろんな方と話をし、いろんな接点のところで説明をしてきていると、僕は思っております。足りないと言われれば、市長もおっしゃったように、実際使っている方、施設を使っている方からすれば、なくなることに對しては反対である。反対であればおのずとどんな説明をしても、いつまでたっても足りないと言われるのは、それは仕方のないことかなと。ただ、僕らはやはり民主主義の中で成り立って、こういう形で政治の活動をさせていただいております。なので、そこはあくまでも議会の中で僕らは、代議制という形の中でやっておりますので、議員それぞれの責任を持って、4年という任期の中で、活動させていただいていると考えてございます。この署名が、集め方に関しまして、地域の方々いろいろ聞いてみますと、断つたと、署名を書いてくれとみえたけども断つた、けども帰ってもらえなかった。帰ってほしいと言ったけども、家の前にずっとおって、書いてくれるまで帰らない、そうい

う署名の集め方もあったと私は聞いております。今回の話で、いろんなお話がありましたけども、実際、吉岡市長がもともと選挙に出たマニフェストから見ましても、公共施設、しっかりとこの見直しを図っていくという上で、市長選に出られて当選をされている。市民の付託を得て今、ここに吉岡市長がみえるんだと私は考えております。先ほどの国からとか、財政力指数がどうこうというお話がありましたけども、基本的に今僕らここの議会も、高浜市もそうですし、全国的にも見て、全部話さなきゃいけないのが、基本的には国の今の借金も1,040兆円超えて、おぎゃあと産まれた子供が初めに抱える借金が840万近くになる。そこに県だとか市の地方債、借金も入ってくるので1千万と言われてます。なぜこれを今やらなきゃいけないか、全国的にもやらなきゃいけないかという、これだけ国の借金が膨れ上がっていて、それぞれの基礎自治体が今まで通り自主自立もできないような、生活保護をもらうような自治体であっては、県も潰れれば国も潰れるわけですよ。じゃあ今、基礎自治体として何をやらなきゃいけないのかといたら、まず自分たちの今までの流れが本当にいいのか。先ほど、陳述人から、先代だとか、良かった頃にとか、結構無計画で使ってきたのかといたら、陳述人だけではなくて、傍聴に来ていた人が廊下で言っていた声も聞きました。でも申し訳ないですけど僕は高浜市出身でもないですし、高浜に来てやらなきゃいけないことは何かと考えたら、今の子供や、それからこの先産まれてくる人たちのために、政治家たるものというのが、本来30年、40年先を考えて動いていかなければいけないわけですよ。今までじゃあ高浜市を運営してきた人たちがそれを考えていなかったかと思ったら、考えてきてやってきた結果がいろんな社会情勢の変化。そこからこうなってきたと考えております。なので、今までやってきた人たちのせいにする云々ではなくて、そのときそのときの付託を得てやっている行政、それから議会もそうですけども。それぞれが30年、40年先長いスパンを考えてやっていかなければいけないわけです。今この中央公民館この話を聞いているとどうか。今の現実の部分を確認に見ていくことも大事かもしれません。ただ、僕らが判断しなきゃいけないのは、やっぱり30年、40年先のことも考えて、今の高浜市に住む、住んでいる人、それから住んでいる人に考えてもらいたいのは、自分たちの子

や孫のときの子が、しっかりと高浜、この地域に住んでもらうこと。郷土愛の部分もあると思います。そういったところも含めて、この地域に住んでもらいたいと普通思いますよ。自分たちの子供や孫に対しても。なので、そういった部分をしっかりと引き継いでいく中で、今、高浜市の置かれている状況をどう考えて、何を整理していかなきゃいけないのか。そういったところを勘案して出てきたのが、今の当局の案だと僕は思っております。説明が足りない、足りないというお話がありましたけども、実際、反対で動いている方々に説明を、僕も何回もさせてもらったこともあるんですけど、一向に聞く耳持たなかったり、全然議論が噛み合わなかったり、それはもうそれぞれおのおのしている視点が違えば、考えていることが違うので、それは致し方ないのかなと思います。そういうことを僕らも踏まえた中で、選挙にも出させていただいて、考えを述べさせていただいているわけなので。実際じゃあこの陳情を見ますと、正直僕はあくまでも考え方は違います。病院のために中央公民館を取り壊すわけがありませんし、中央公民館がなくなることで子供が育たないかと言ったら、そんなことはないです。僕も申しわけないですけど小学校4年生まで長野でしたし、それから育ったのは名古屋市名東区です。じゃあ近くに人口4万6千人の市で、面積が13平方キロ、高浜に来たときになんでも揃っていると正直思いましたよ。これだけ小さい市で、これだけいろんなものが揃っている。でも名古屋にも子供たちがいて、実際にじゃあどう音楽発表をするかと言ったら、公会堂だとかそういうところを使ってやってるわけなんで、もう少しもっと広域的なことも、どう各市町、近隣の自治体とも連携してやっていくのかという部分も、今行政もずっと進めているところだと思っております。

委員長 柳沢委員、自由討議の案件は、協定書に関する賛否と住民投票を求める陳情ですので、もうそろそろ討論の時間を終わって、ここら辺でその内容を戻してください。

意(3) はい、いろんなことが、総合的なものも含めて考えてほしいというものもありますので、僕はこの陳情には、僕はどちらかという行政の考えていることを進めてほしいと思っておりますので、この第3号の陳情に関しましては、反対の意見で皆さんに述べさせていただきました。すいません、長くな

りましたけれども、ありがとうございました。

委員長 ほかに御意見もありますか。

意(16) 陳情3号、4号につきましてはお話をさせていただきました。高浜市が財政的に何の問題なく114ある施設を全て更新できるような、財源の確保ができれば、何ら問題はないんですけれども、そういったことは到底できることでもありません。この陳情、賛成するか反対するかということで、判断材料になりますのがこの文章、文面ですけれども、今お話がありましたし、また、福祉文教でもお話をさせていただきましたけれども、案文中の上から3行、このことにつきましては、事実とは違う正確ではない文章になっております。それで、この中央公民館を取り壊しをしないで、将来的にずっと維持できればこんなうれしいことはないと思いますし、私も実際このお話を初めて聞いたときに、とても残念だなと。うちの孫も毎年あそこで発表しておりますし、本当に高浜市にとって、文化を発祥するととても大きな役割をそれなりに果たしてきた中央公民館だったなということで、しかしながら、この公共施設のあり方という総合的な観点に立って、また長期財政、これからの高浜市の未来を見通していく、この長期的な財政の問題。また、高浜市が持続可能なまちとして実現していくためには、これは中央公民館だけでなく、かわら美術館も、またそのほかの公共施設も移転をしたり、集約をしながらマネジメントをして、持続可能なまちをしっかりと見つめて、そこへ向けて政策的にも進めていかなくてはならないと思っております。個別のことを言い出したら、ほかにも市民の皆さん、ここは集約してもらおうと、どうやって行くんだ、自転車に乗っていかんや、自転車に乗れないし車もないしどうするんだとか、そういった個別の意見はあろうかと思いますが、私どもは本当に総合的な長期的なスケールの中で判断をさせていただいて、この個別、中央公民館の取り壊しという、個別という案件による住民投票は付さない、適当でないと判断をさせていただきますので、この陳情3号には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 先ほど、この文面の老朽化を理由というところについて、正確ではないというお話がありましたが、老朽化を理由に出して、市が当初老朽化を理

由に出されているんであって、正確ではないという根拠はどのようなことなのかわかりません。市民センターを使っている人はやはりあったほうがいいから反対すると言われましたが、反対の人も賛成の人も住民投票をやって、その結果を尊重していこうという提案ですので、何ら使っている人が反対するから、これは問題だというようなことではないと思います。国の話と地方自治体の話が出ましたが、国は5兆円を超える軍事費を使っているんですよ。本来、それこそ大きな問題もありますから、まず、問題になっているのは、使える施設を取り壊してという問題です。使えるものを補修をして使っていくってことは当たり前ですので、そのことでこの問題は住民投票をぜひやってほしいという陳情ですので、そこをぜひ、間違えないようにと思っています。

委員長 内藤委員、御発言の中でどなたかの委員に質問というのか、そのことに対して何か聞きたいとか、そういうことはよろしいですね。

意(12) ぜひ返事をいただけるなら、老朽化を理由にというところ、どうして正確ではないと言われたのか。

委員長 何番委員。

意(12) 3番委員。

意(3) はい。今12番委員から、老朽化を理由に云々という話がありましたけども、これ文章読んでごとくです。高浜市は医療法人豊田会刈谷豊田総合病院高浜分院(旧高浜市立病院)の老朽化を理由に中央公民館(市民センター)を取り壊し、その跡地に新分院を新築し移転させる計画を進めようとしています。老朽化を理由に市民センターを壊しますよという話じゃないですよ。先ほど僕、何回も言いました。市当局もそうですし、ほかのきょう13番、うちの市政クラブそうですけども13番委員、北川委員もそうですけども、もともとの計画があった中で進めている話であって、病院が老朽化したから中央公民館を取り壊しましょうなんていう話じゃないじゃないですか。この文章を読んで、そうとれませんが。

意(12) 一度、会議録を調べていただきたいと思いますが当初、老朽化の話が出てまいりましたので、これは正確ではないというのが、正確ではないと思います。

意（3） すいません。私が記憶しているところだと、老朽化の話っていうのは、確かに高浜分院も老朽化云々という話出ております。要は当局から説明があったのも、病院の老朽化っていうのは、結局 24 時間 365 日常に使っているんです。車も一緒ですよ。例えば営業マン。1つの車に乗って1年間で5万キロから6万キロ走る方と、新車で買って1年間に数千キロしか走らない方と、じゃあどちらの車が傷むかといったら、距離乗る方が痛むに決まっている。だから5年で買い替える人もいれば、ほとんど乗らないで10年車に乗る方もいるわけですよ。それと同じで当局から説明あったのは、旧高浜市立病院は高浜分院も常に動かしているよ、それは患者さんがいるから、止めるわけにはいかないでしょうということ、傷みが激しい。もっと手を入れていかなければいけないところがある。外壁だけじゃないんですよ、建物は。いろんな部分で、設備で老朽化した部分もあると。そういう説明があったと僕は記憶しています。申しわけないんですけども、これは分院の老朽化を理由に、中央公民館を取り壊すと書いてある。きょうの説明もずっと聞いていると、そういう解釈じゃないですよ。でもここに書かれていることと、きょうの話は全く違うじゃないですか。そこを僕は指摘をさせていただいている。僕らはこれを議決をするわけです。もともとの流れと違うものであれば違いますよと。きのう12番委員、言いましたよね。素人がつくったものだと。素人がつくろうが、プロがつくろうが、僕らは議員としてチェックするわけですよ。これが仕事じゃないですか。何のためにバッジをつけるんですか。だからここを指摘しているわけですよ。

意（12） これは市側が、当局がこういうことを理由に出されてきたんであって、何らこの文章に不都合はないと思いますが、その365日使っているから傷んできたんだと言われましたが、それを理由にしても老朽化してきたという問題は、年数の問題ではなくて、内容の問題でもありますので、これが別に正確でこの問題が、この書いてあることがおかしいということにはならないと思います。

意（3） 多分これ以上話をして、通じないと僕は思っておりますので、これ以上議論する気はありませんけども、これどうみても一番初めの行を抜いた

場合と、このままと見比べて、多分これは悪いですけど、小学校高学年でもわかります。意味合い、取り方、全然変わってきますよ。老朽化を理由にまでが入っているか、入っていないかで、全然違いますよ。そこを指摘して、この反対とさせてもらっています。もうこれ以上、議論をする気はありませんので、僕はこれで終わります。

意（13） 多分これ、きょう傍聴の方もそうだと思いますけども、この陳情書は陳情書で、テーマが書いてありますけども、陳情項目は書き直してあるんですよ、陳情を出された段階で。ですから、要は中央公民館、市民ホールの取り壊しについて、投票条例による住民投票を実施することという部分だけを、読み取らしていただくべきじゃないかなということを思います。ただし、そうすると9,510筆の署名を集められた、その署名の文章も見させていただきましたけども、意味合いが違ってくるのかなと。9,510筆全てがそれを求めた署名ではないのかなという気もしないでもないことは、先に指摘をさせていただきたいなということを思います。それと、先ほどの陳情のときに賛成をされた議員さんにぜひ伺いたいんですけども、これ中央公民館、市民ホールだからやるべきとお考えなのか。あるいは9,510筆の署名があるから、その数字でもってやるべきだとお考えなのか、そこの根拠をお聞かせいただきたいと思います。

委員長 少しちょっと前に戻りますけども柳沢委員。先ほどの御発言の中で、小学生でもわかるという、非常に小馬鹿にしたような言い回しがありましたけども、この言い回しを記録として残していいですか。今なら、そのところ訂正できますよ。

意（3） すいません、確かにそう言いました。で、僕は撤回する気はありません。議事録、残していただいて構いません。小馬鹿にするつもりで言ったわけではありません。小学生の方でもこれ文章を読んで、十分読解力があると思っていますので、何ら僕は、要はどこでもっていう、要は小学校の低学年ではわからないかもしれない。漢字も難しい。でも、小学校の高学年の子ぐらいが読んで十分わかる文書だったんですよ。だから僕は撤回しないでいいです。残してください。

委員長 北川委員の御発言に対して、どなたか。ありませんか。

意（５） 私は、中央公民館の取り壊しについての賛成、反対関係なく、先ほども申し上げました、市民の皆さんの声を聞いてくださいという思いから、賛成ということなんですけれども、例えば私がこの取り壊しを反対でも、賛成するにしても、やっぱり住民の方の声を私は聞きたいので、住民投票をしたいと思います。先ほどの北川委員もホールだから、ホールだからというのか、全体の話からですけども、行政の説明があつて、やっぱりそれが急ぎ過ぎている。だからこそ、急ぎ過ぎているんでここは一度立ちどまって、市民の皆さんの意見も、この議会を補完する意味でも、聞いてみたらいいんじゃないかということです。やっぱりこの趣旨っていうのが、やっぱり賛成、反対、関係ないです。市民の皆さんの意見を聞いてくださいという思いだと思うんで、私は政治家として、市民の皆さんの意見を聞くというのは、すごく重要なことだと思うので、いずれにしても住民投票はしたほうがいいんじゃないかと考えております。先ほどいろいろ、文面が何とかとおっしゃいましたけども、確かに文面が正しいか、間違っていないか、これは重要なことだと思います。３番委員の指摘も十分だと思いますけれども、恐らくこの文面に書いてあることが、今の市民の方が、こうやって考えていることが多いっていう現実なんじゃないんでしょうか。私はそう思っています。以上です。

意（１３） 高浜が持っている高浜市住民投票条例。これはもう本当に全国に先駆けてつくられたものだと。当時は、私は議員じゃなかったもんですから、どのような議論があつたのかっていうことまでは承知をしておりませんが、この中にですね、第２条において定義が決められております。今では全国たくさんの市町がこの住民投票条例って、持ってみると伺っていますけども、大体この定義のつくり方っていうのは２通りなんですよね。ポジティブリストかネガティブリストか。要は、こういうことは住民投票しますよ。こういうことは住民投票しなきゃならないですよっていう書き方がしてあるもの。これはポジティブリストと言われているものです。高浜の場合は、こういうものがそぐわないよという、要はネガティブリストになっているという理解をしておりますけども、この中で住民投票に、第２条第５号ですけども、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項ということに、僕は今回この件が

当てはまるんじゃないかと考えております。それはなぜかという、ここの陳情書にはさまざま書かれております。今5番委員のお話もあったことも踏まえてですけども、実際、高浜市が今後進めていこうとしている公共施設のあり方計画、長期財政計画にのっとりこの計画を遂行することにあたっては、多くの施設、あるいはインフラも含めてですけども、廃止であったり、それから統合、あるいは機能移転、そういったものが今から見込まれるわけです。それに対して、全て市民の意見を聞いてやっていくというわけにはいかない。今回この部分に関しては当然、市庁舎の新築に関してスタートした公共施設のあり方計画であることから考えると当然、この中央公民館のこと、個別に住民投票をやるというのはふさわしくないと思います。

委員長 北川委員、あと残り1分です。

意(13) 1分使っちゃっていいんですか。はい、実際30分で終わらなくてもいいとは思いますが、そういうことを思って、この投票条例がある限りは、その条例の定義にのっとりた形での意見として言わせていただきます。以上です。

委員長 ほかに。

意(1) はい、私も議員になり、もうすぐ1年がたとうとしております。その中で、市政についていろいろと勉強させていただき、市が公共施設や市民のために長期にわたって考え、準備しているということを勉強させていただきました。使えるだけ使って、どうしようもなくなったら考えればいい。あと、仮定のお金の話をして考えればいい。そういったことはとても不適切だと考えております。20年後、30年後に高浜市でありたい、そういった思いがこの公共施設総合管理計画だと理解しております。もちろんその施設というのは、全部あればいい。それはわかっています。そして、その間にいろんな御迷惑をかけるという、市民の方々に御迷惑をかけるっていうのもわかっています。そこを何とか皆さんでシェアしていただいて、20年後、30年後も高浜市でありたい。そして、その中央公民館の取り壊しというのは、この公共施設総合管理計画の中の一環の話であります。その一つを取り出して住民投票を行うというのは、適当ではないと考えておりますので、反対の意見とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（５） すいません、先ほどの 13 番委員の、市政運営上の重要事項にあたらな
いと。個々にあたるということでありましたけど、私は、確かに各市によっ
て、運用によって変わってくると思います。でもしかしながら今回、1 カ月半
で 9,510 の署名を集めたということを総合的に勘案すると、市政運営上の重要
事項に該当すると、私は考えます。

委員長 はい、おおむね御発言ができたのかなと、そう思っております。これ
で陳情第 3 号についての自由討議を終了いたします。なお、これより採決にあ
たりますので、よろしく願いをいたします。

《採 決》

委員長 それでは、これより採決をいたします。

- （１）議案第 18 号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

起立多数により原案可決

- （２）陳情第 3 号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書
に関する賛否を問う住民投票を求める陳情

起立少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託のありました案件の審査を終了いたし
ます。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は正副委員長に御一任願って
よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 暫時休憩をいたします。再開は 13 時 30 分。

休憩 午後 0 時 26 分

再開 午後 1 時 30 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《議 題》

2 報告及び連絡事項

(1) 高浜市公共施設総合管理計画について

委員長 当局より説明をお願いいたします。

説（行政） それでは、高浜市公共施設総合管理計画につきまして御説明をさせていただきます。高浜市公共施設総合管理計画につきましては、去る 2 月 15 日に開催をいたしました本特別委員会におきまして、長期財政計画とともに内容の御説明をさせていただき、その後 2 月 16 日から 3 月 1 日までの 2 週間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見等を聴取いたしましたところでございます。本日はそのパブリックコメントの結果及び回答について、御説明をさせていただきます。

それでは、資料の 1 をお願いいたします。パブリックコメントにつきましては、市公式ホームページ及び市内 12 カ所の公共施設に意見箱を設置させていただきました実施をしたところでございます。この結果でございますが、9 名の方より 36 件の御意見を、ちょうだいをいたしました。それでは意見の概要につ

きまして、意見の対象箇所、意見内容とその回答、対応について、36件の御意見のうち、主に修正を行うとさせていただきます御意見とその対応についての考え方について、御説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。それでは2ページをお願いいたします。1番上の6番の御意見でございますが、本文の29ページの箇所につきまして、こちらは現状を踏まえた図書館の課題についての、記述についての箇所でございますが、こちらの御意見でございます。図書館が低地にあるから災害への検討が必要なのかという御質問ということで、図書館の課題といたしましては現在の図書館の利用状況、施設の立地環境から液状化の危険性や津波によります被害も想定はされるということから、単独での施設の更新は行わずに、他の公共施設の建て替え時期に合わせた複合化を図るとしてございます。御意見にありますように、低地にあるから災害への検討が必要、という文言では誤解を招くと考えられますことから、「現在の図書館の利用状況、施設の立地環境から、液状化の危険性や津波による被害も想定されることから、複合化も視野に入れた新たな図書館のあり方の検討を行う必要があります」という形に修正をさせていただきます。

続きまして、4ページをお願いいたします。16番の御意見でございますが、本計画全般にわたっての御意見といたしまして、施設の整備手法でございますリノベーションの導入について、御提案をいただいております。このリノベーションの考え方につきましては、本計画案の42ページにあります基本方針の二つ目の柱、施設の実態を踏まえ、機能の複合化、単一目的施設から多目的化に転換するマネジメントの五つ目でございますが、機能複合化、用途見直しを含むマネジメントにおいて、同様の考え方をお示しをしておりますが、リノベーションという用語を用いることで、その考え方のイメージがしやすくなるということから「既存施設の有効活用を図るため、他の用途変換や複合化から、既存施設の有効活用を図るため、他の用途転換（リノベーション）や複合化と」させていただきます。

続きまして、少し飛びまして9ページでございます。9ページの一番上、35番の(1)の御意見でございますが、こちらは本文中7ページにあります、高浜市の将来人口推計が公共施設にもたらす影響について、小中学校や幼保育園に

については、現状の面積を今後も維持していくという箇所と、48 ページの学校施設欄及び 53 ページの、モデル事業のイメージについての御意見でございます。まず 1 点目の現状の面積を今後も維持していくという中で、駐車場を確保するためには、小学校の利用可能面積が減少するので、文章表現を見直してはという御意見でございます。こちらにつきましては、本計画において、小中学校や幼保育園で今後も維持していくとしていますのは、施設の延べ床面積でございます。今後必要とされる延べ床面積については、児童生徒数の増減により見直す必要もございますことから、現状の面積といったものを、現状の施設の総延べ床面積に修正をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして 2 点目のモデル事業でございます高浜小学校のイメージ図において、1 階または地下駐車場とする、重層化する場合、建物の耐震強化等に伴う建設費が増加するため、本来の目的と違うと誤解されないような文章表現を見直しては、という御意見でございます。イメージ図につきましては、地下または 1 階に整備するという意味合いでお示しをしたものではなく、敷地内に約 200 台の駐車場確保するというイメージでお示しをしてございます。現在のイメージ図では、誤解を招いてしまうということも考えられますことから、駐車場約 200 台といった表記を、敷地内に駐車場を約 200 台と修正をさせていただきたいと考えてございます。続きまして 36 番の御意見でございますが、こちらは 47 ページにあります、図書館の用途別改善の方向性についての箇所でございます。「市外の図書館を利用」を、「市外の図書館を相互利用」とし、単なる利用ではなく相互利用に文章表現で、市外図書館への配慮してほしい。また「学校図書室をネットワーク化し」を、「学校図書のみならず図書館もネットワーク化し」という表現にして、学校図書室と、図書館との連携について加えるべきという御意見でございます。こちらにつきましては市外図書館の一方向的な利用ではなく、御指摘のとおり相互利用を進める意味での記述でございますので、御指摘のとおり市外の図書館の利用から、市外の図書館での相互利用に修正をさせていただきます。また、学校図書室だけでなく、図書館と学校図書室の連携も相互利用の観点からは必要となりますので、御指摘のとおり「学校図書室をネットワーク化」から「図書館及び学校図書室をネットワーク化」に修正は

させていただきたいと、考えてございます。

市民の皆様からいただきました御意見を受けまして、修正をさせていただきました内容は、以上のおりでございます。ただいま御説明をさせていただきました箇所を修正させていただきましたしまして、3月24日に市公式ホームページで公表させていただくとともに、市広報につきましては4月15日号に、このパブリックコメントの結果を掲載させていただく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 ただいまの高浜市公共施設総合管理計画についての、パブリックコメントの実施状況についての説明がありました。何か質疑がありましたら、お願いをします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので。

(2) 高浜小学校等整備事業について

委員長 説明をお願いいたします。

説（行政） それでは、高浜小学校等整備事業について御説明をさせていただきます。高浜小学校等整備事業につきましては、公共施設のあり方について、複合化のモデル事業として、これまで教職員を含め庁内の関係グループで構成をいたします学校施設検討部会で検討を進めてまいりました。その検討結果といたしまして、本事業の基本計画について、先の本特別委員会におきまして御報告をさせていただくとともに、本事業にかかります民間事業者の意向についての、市場調査の結果も合わせて御報告をさせていただいたところでございます。本日は、この基本計画を踏まえまして、本事業の実施方針案及び要求水準書案をお示しをさせていただき、その主なポイントと今後のスケジュールについて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに資料2の1の実施方針案をお願いいたします。まず、この実施方針案

につきましては、本事業に関します情報を早く、かつ、広く周知することを目的とさせていただき、民間事業者に対する準備期間の提供及び市民の皆様に対して周知を図るためのものがございます。それでは内容について御説明を申し上げますが、基本計画と重複したところは割愛をさせていただきます、それ以外の主なポイントについて御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは資料の3ページをお願いいたします。イの事業の対象となる施設でございます。本事業で整備をいたします施設につきましては、ごらんの施設としてございまして、こども園につきましては民設、民営による補助金のメリットや、現高浜幼稚園の大規模改修への転換の可能性も考慮をさせていただいた結果、現幼稚園地で整備を進めるとして、本事業からは外させていただいてございます。次にウの事業方式でございますが、市場調査の結果に基づきまして、本事業は、PFIの中のBTO方式として、民間事業者が本施設の設計、建設を行い、本市に所有権を設定した後、事業期間中、維持管理業務を遂行するとした方式で実施をいたします。次にエの事業期間でございますが、事業契約締結より平成46年3月31日までとさせていただきます。事業期間終了後につきましては、これ以後の維持管理を市が実施させていただくものがございます。次に(6)事業の対象範囲でございますが、本事業は設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務を対象としてございます。

次に7ページをお願いいたします。7ページの(1)特定事業選定の基本的な考え方でございます。特定事業の選定につきましては、本事業をPFI手法により実施する場合に必要な手続きでございまして、事業者募集をかける前段階において、従来の手法により実施した場合と比較して、本市の財政負担の縮減が期待でき、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づく特定事業としての選定を行います。

次に8ページをお願いいたします。2の1、募集及び選定方法でございますが、事業者の選定方法につきましてはPFI法第8条第1項の規定により、公募の方法等によることとされてございまして、また平成12年3月29日付け、自治事務次官通知では、総合評価一般競争入札方式によることを原則とされてございます。この総合評価一般競争入札方式は、サービスの対価の額に加え、

施設整備、維持管理に関する能力及び事業の継続性、安定性等を総合的に評価して、事業者を選定するというものでございます。

次に（1）募集及び選定スケジュールでございますが、スケジュールはごらんの方のとおり予定をしておりますが、実施方針案にかかります質問、回答を行った後、4月28日に実施方針として、公表させていただき予定でございます。のちほど御説明をいたします要求水準書案につきましては、実施方針案に合わせて案として公表させていただき、質問、回答を行った後、7月上旬に予定しております入札公告に合わせて、公表をいたします。なお、次実施方針に関する質問、回答につきましては、今回お示しをいたしました実施方針案について1回、また、実施方針公表後に、また質問、回答をさせていただきます。要求水準書に対しましては、入札説明書の公表までの間、質問、回答を進めさせていただき予定でございますので、よろしくお願いをいたします。また、議会の議員の皆様に関係をいたしますところでは、平成28年、今年の6月定例会におきまして、事業の予定価格となります事業費の債務負担行為について、また、平成29年3月定例会において、事業契約の締結についてそれぞれ上程をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。実施方針案の説明は、以上でございます。

続きまして、資料2の2の要求水準書案をお願いいたします。本資料は7月の入札公告時に公表する資料でございますが、本事業で整備をいたします施設に関する設計及び建設、維持管理に関する条件を記載したもので、応募をしていただきます、民間事業者が守らなければならない項目を示してございます。それでは主なポイントを、御説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。第1節、設計業務における基本的な考え方でございます。こちらは1で、意匠計画の考え方として10ページから14ページまでの間において施設の全体配置、ゾーニング等の考え方を記載してございます。

次に15ページをお願いいたします。（1）の地域性・景観性では、16ページの3行目に「校舎棟等に瓦など地場製品の採用を積極的に図ること」といったことを明記はさせていただいてございます。次に16ページの（1）の、施設の建築構造体の耐震安全性の分類というところでは、本施設の構造耐震安全性の

分類は、学校施設に求められております基準でございますⅡ類とさせていただきます。次に22ページをお願いいたします。防災安全計画の考え方ということで、(1)安全性の確保でございますが、地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、メインアリーナ及びサブアリーナは、災害発生時におけます、地域の拠点となる避難所としての利用を前提として計画をし、災害の際に情報発信や一定期間滞在することが可能な避難所として利用できるようトイレ、シャワー、更衣室等を設置するなどの工夫をすることを求めてまいります。次に(2)の保安警備の充実でございますが、これまで市民の方、また議員の皆様方より御指摘のございました児童の安全ということで、セキュリティに関する事として、日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止するなど、施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置は全諸室に設けること、といったことを求めてまいります。

次に第2節、設計業務対象施設に係る要件でございますが、これ以降につきましては、各諸室の詳細な条件などについて教職員、関係グループと協議を行う中で、整理した内容を記載してございますが、諸室の面積等は現在再検討を進めているというところもございまして、確定しているものではないことで御理解の上、後ほど御確認をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、本日お示しをさせていただきました、その資料の直近のスケジュールでございますが、この実施方針案や要求水準書案につきましては3月24日に、市の公式ホームページに公表をさせていただき、事業者、議員の皆様、また市民の皆様から4月上旬頃までに質問を受け付けさせていただき、回答を行った後、実施方針を公表させていただく予定でございます。日程につきましては、先ほど申し上げましたように4月28日を予定してございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(2) 何点か続けて質問をさせていただきますので、よろしく願いします。質問と、それから意見ということでお願いします。要求水準書16ページ。3の行動計画の考え方の2行上、太陽光発電システムの導入等というものがあ

りますけど、停電等発生時においても稼働が可能となるようにという文言がありますけれども、これは蓄電池をそれ相当に入れるということでしょうか。入れるとしたらこの仕様書の中に、ある状態で例えば8時間とか12時間とか、稼働できるようにすることっていう、そういう状況を入れるべきじゃないでしょうかという意見ですけど。

答（行政） ただいまの御意見につきまして、一応こちらで検討させていただきます。確かに具体的な数値があったほうが、事業者さん側も提案がしやすいということもございますので、ちょっと検討させていただきます。

問（2） それに関する事なんですけど、その電池を入れるから、よくこういう設備っていうのは、非常用発電機というのをつけるんですけど、仕様書の中に入っていないんですけど、その今の電池でもって対応するという事、そんな事をお考えですか。

答（行政） はい、ただいまの御質問につきましては、まだこちらでも調整をさせていただいて、この内容に盛り込むのかどうかということについては検討させていただきたい。

問（2） 次18ページ。情報通信設備の件なんですけど、i)番に、有線LAN用の配線とか、コンセントとか、無線のLAN云々ということいろいろ書かれていますけど、まさにこのとおりで、よく入れていただいたと思います。本当にありがとうございます。次が20ページ。下のほうに給排水衛生設備ってありますけど雨水利用、雨水の利用ということは、特に今回、考えておられませんか。

答（行政） 検討の中には、入ってございます。ただ、記述として、そこまでが盛り込まれていないというのが現実なところでございますので、またこちらでも精査させていただきたいと思います。

問（2） 引き続きですけど22ページ。防災安全計画のところ、ぜひともこの中に非常食とか非常時の飲料用水を確保するための、所定のスペースを設けることっていうことを一行入れられたらどうでしょうか。

答（行政 担当） 要求水準書の19ページのところに⑥の、警備・防災設備の項目がありますその中で、先ほど申し上げた非常用発電の項目、あと防災備蓄

倉庫についても記述しておりますので、よろしく申し上げます。

意（２） すいません、見落としました。それから 23 ページに、ちょうど普通教室それからちょっと下がったところに、iv) 番目に、各教室にコンピュータ、電子黒板等の情報機器、周辺機器の導入など、設備教具の多様化に対応できることとございますけど、これも大変すばらしいことだと思いますので、盛り込み済みでございました。それから、これに関連してなんですけど、多分 26 ページくらいになっていくかなと思いますけど、最近どういう言葉を使うか知りませんが、いわゆる視聴覚教室といいますか、せんだての一般質問でもちょっとさせていただいたんですけど、2020 年から、小学校 5 年生から英語教育というのが義務教育化されます。そういった教育に対応するための設備とか教室とかってというのはその、揉んだほうがいいんじゃないかという意見です。以上です。

委員長 じゃあ意見として。ほかに。

問（６） すいません、少し細かいこととなって申しわけないですけども、15 ページのところに動線計画というのがありまして、車両の出入口は、西側接道部（県道名古屋碧南線）を入口、南側接道部（市道学校南線）を出口として敷地東側を敷地内道路として整備することと、それから、歩行者の出入口は正門とし、児童と施設利用者との動線とが錯綜しないよう計画すること。それから三つ目として、敷地内では歩車分離に配慮した動線計画とすることと、こういったことが書いてあるんですけども、前にやっていたいただいたプランの案で、これは見ていきますと入口が 3 カ所あるわけで、いわゆる駐車場 129 台と、それから 21 台書いてある、そのところに車両の出入口、それとそれから正門のところに 1 つとそういったあれがあるんですけども、この動線のところでは車両の出入口のところはわかりませんが、このところは現在、車が体育館のところから入っていくだけのスペースがあるんですけども、この入口の広さだとか、正門の広さとか、今あそのところから工事をやるときに、車両だとか入れるときに、この出入口で十分対応できると、そういう考え方でよろしいですか。

答（行政） 工事中の工事車両の出入口ということでございますが、現敷地

のところの中で考えていただくということしかございませんので、当然その正門のところから入っていただくという形になろうかと思えます。

委員長 ほかに。

意(6) はい、わかりました。ただ、今から工事をやっていくのに、これ何回かに分けて1期工事。2期工事、そういった形でやっていくわけですがけれども、そうすると実際に、その出入口で支障が出るということも十分考えられるわけで、その辺のところも十分事前に調査していただいて、後、禍根を残さないように。前のときに質問やなんかでも出ていましたけれども、周りの出入口を買収するあれはないかとか、そういう話は出ていましたけれども、もしもそうなのが必要であれば、ぜひ対応はしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問(12) すいません、先ほどの実施方針のちょっと指摘しておかなきゃと思って16ページですが、体育館が築45年で、築後年数が36年となっております、これは間違いではないでしょうか。それと、今回の資料2の2です。この要求水準書を、PFIでやられるということで、業者に出すわけですが、PFIでやられる場合に大変何といいますか、非常に細かいところまで周知していないと、難しい面があるということで、どういう方がどのようにチェックされるのか、お示してください。

答(行政) 建築年数でございますけれども、体育館のこちらの記載で間違いなかったかと思えますが・・・(確認)・・・大変失礼いたしました。数字の間違いでございます。訂正をさせていただきます。それから、どなたがチェックするかというところでございますけれども当然、発注者側でございます。行政側で、そういったそのチェックをさせていただきますが、今回、私どもの職員ではできない部分、そういったものを補佐してもらおうというか、サポートしていただくというところで、コンサルタント業者にもお願いをしていこうと、考えてございます。

問(12) コンサルタント業者ということは、事業者の方になるんでしょうか。

答(行政) これは以前にもお話ししたかと思うんですけども、いわゆるその

CM業務という業者、行政の代行者という立場でのコンサルタント業者になりますので、私どもの立場に立っていただいて、その業者との折衝というか交渉事を進めていくという形で、サポートしていただくという形では考えております。

問（12）　そういう方は、何といたしますか市側、学校、教育委員会の側の立場に立ち切れる方と考えていいんでしょうか。もしそこで不具合があるとすると、使う子供たちや教師の方たち、関係者、大変不便が出てくると思うんですが、その点ではどうでしょう。

答（行政）　決定につきましては、最終的には当然、行政にございます。そこで、行政で判断に困った場合、総体的にサポートしていただく役割を担っていただきますので、そちらにつきましては当然、行政で対応させていただきます。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、報告及び連絡事項を終了いたします。

3 協議事項

委員長　本日協議事項はありません。

4 その他

委員長　初めに私から1点お願いをします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、決まり次第連絡をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは皆さんのほうで何かあればお願いをします。

問（12）　きのういただいたんですが、この資料を。見てはありますが、不十分なところもあるかと思うんです。ですから、また気がついたところは質問をできるような形を残しておいてほしいことと、もう少し早くいただけないかと

いうことを思いますが、どうでしょう。

答（行政） 先ほど説明でも触れさせていただきましたけども、この実施方針案を公表させていただいて、先ほど4月上旬頃というようにお話をさせていただきましたが、できましたら4月5日ぐらいまでには御意見を、議員の皆さんも含め、市民の方からも御意見、また事業者からも御意見、質問等を受けさせていただいて、回答をさせていただきたいと考えてございます。もう少し早くということでございますが、申しわけございませんが一生懸命努力した結果ということを御理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 よろしいですか。

答（12） はい。

質 疑 な し

委員長 ないようですので。

副市長挨拶

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会をいたします。

委員長挨拶

閉会 午後2時02分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長